

# JSPS Information

- ◇第3期役員選挙の開票結果
- ◇日本惑星科学会第13回運営委員会（書面による）議事録
- ◇新しい日本惑星科学会会則
- ◇電子メール address の登録について
- ◇電子メールニュースレターへの投稿について
- ◇日本惑星科学会入会案内
- ◇学会誌購読申込み

## ◇第3期役員選挙の開票結果

第3期役員選挙結果につき以下の通り藤原選挙管理委員長より報告がありましたので、ここに公示します。

さる12月26日に締切りました本会次期役員選挙及び12月16日に締切りました第13回運営委員会（書面による）での会計監査候補者選挙の開票結果が確定しましたので、以下の通り報告いたします。なお、開票には藤原、福岡、杉浦三選挙管理委員があたり、また中村（昭）会員が立ち会いましたことを申し添えます。

1994年12月27日

日本惑星科学会選挙管理委員会  
委員長 藤原 顕

記

### [1] 会長選挙

投票総数 80 [有効票 79, 白票 1, 無効票 0]

#### 得票数

1 中澤 清	73	次 水谷 仁	4
山本哲生	1	向井 正	1

### [2] 運営委員選挙

投票総数 936 (投票者数 78 × 12名連記)  
[有効票 857, 白票 74, 無効票 5]

#### 得票数

1 向井 正	51	2 山本哲生	49
3 藤原 顕	35	4 松井孝典	31
5 佐々木晶	28	5 高木靖彦	28
7 寺沢敏夫	27	7 藤井直之	27
9 林 正彦	26	9 土山 明	26
9 大谷栄治	26	12 荒川政彦	25
次 杉浦直治	25	水谷 仁	25
海老原充	23	留岡和重	22
川口淳一郎	21	北村雅夫	19
福岡孝昭	19	村江達士	18
阿部 豊	16	中川義次	16
矢内桂三	16	加藤 学	13
渡部潤一	11	武田 弘	11
井田 茂	10	柳沢正久	10
永原裕子	10	散票 計	188

なお、同得票の場合には会則第21条の規程によ

り、若年令者を高順位としている。また、残り 8 名の運営委員については会則第21条により新会長

が指名することになっている。

## ◇日本惑星科学会第13回運営委員会（書面による）議事録

### 1. 書面委員会開催の必要性

日本惑星科学会第3回総会で承認されました新会則により、本学会第2活動期は本年末（1994年12月31日）となっており、従って第2期役員の任期も今年末で切れることになる。第3期役員選挙は新会則にのっとり、すでに準備に入っているが、監事の選出については会則第22条により運営委員会で候補者2名を選出し、その後30日の公示期間内に会員の信任を問うこととなっている。

監事の選出は、当然のことながら、前回の運営委員会では討議できず、他方、次回（3月）の定期委員会を待つこともできないため、書面によって委員会を開催せざるを得ない。なお、監事の選出は事務的なもので、議論を要せず決するものと予想され、書面委員会故の混乱はないと判断される。開催要領は以下の通り。

#### 運営委員会（書面による）開催要領

期 間：1994年12月8日—16日

議 題：第3期会計監事の選出

議決方法：投票用紙に候補者名（2名連記）を記入し、期間内に藤原顯総務委員長まで郵送（無記名）。

成立条件：期間内に返信のあったものを委員会出席とみなす。

議決確認：送付された投票用紙を総務委員会で確認

送付文書：投票用紙

### 2. 委員会の成立

海外出張等のため、事前に白紙委任のあった3名に加え、投票者数12名、計15名の参加があり、開催要領の委員会成立条件を満たしている。

### 3. 監事候補者選出選挙の結果

開票は中村（昭）会員が立会い、藤原、福岡、杉浦三選挙管理委員があたった。開票結果は以下の通り。

投票総数 24 [有効票24、白票0、無効票0]

得票数

1 中野武宣 6 2 松田准一 5

次 井田 茂 2 以下散票 11

この結果、会則第22条第2項に従い、中野武宣会員、松田准一会員を、次期監事候補者として信任投票に付すこととなった。

## ◇新しい日本惑星科学会会則

1994年10月3日名古屋大学で行われた第3回日本惑星科学会総会において本会会則の改正が議論され、承認された（既報：「遊・星・人」Vol.3, No.4, 第3回総会議事録）。以下に新会則の全文を掲げる。

### 日本惑星科学会会則

#### 第1章 総則

**第1条** 本会は、日本惑星科学会（The Japanese Society for Planetary Sciences）という。

**第2条** 本会は、惑星科学およびこれに関連する

諸科学の進歩に貢献するとともにその平和的応用および普及を目的とする。

**第3条** 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 定期大会および学術講演会などの開催
2. 会誌の発行
3. その他必要と認めた事業

**第4条** 本会の事務局は付則に定める場所におく。

## 第2章 会員

**第5条** 会員は正会員および賛助会員から成る。

1. 正会員は第2条の目的に賛同する個人
2. 賛助会員は本会の事業を援助する個人または団体

**第6条** 正会員は会費6,000円を毎年前納しなければならない。学生は年額4,000円とする。賛助会員は一口(50,000円)以上を毎年納めなければならない。既に納めた会費はいかなる場合においても返付しない。

**第7条** 会員は次の権利をもつ。

1. 正会員および賛助会員は会誌などの配布を受け、かつ本会の刊行物の購入について便宜が与えられる。また講演会での研究発表、会誌への投稿ができる。さらに本会の催す各種の学術的会合に参加することができる。
2. 正会員は総会において議決権を行使できる。また役員選挙において、選挙権および被選挙権をもつ。

**第8条** 正会員および賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書を本会事務局へ

提出する。入会の承認は運営委員会で行う。

**第9条** 退会希望者は会費を完納の上、退会届を本会事務局へ提出する。退会の承認は運営委員会で行う。

**第10条** 会員が本会の名誉を著しく損なった場合、あるいは正当な理由なく会費を滞納した場合は、運営委員会の議決により除名されることがある。

## 第3章 役員および運営組織

**第11条** 会長は本会を代表し、会の事業を統率する。

**第12条** 少なくとも1名の副会長をおく。副会長は広い立場から会長を補佐するとともに、会長に事故があるとき、あるいは欠けたときは、その職務を代行する。

**第13条** 本会に運営委員会をおく。運営委員会は、会長の諮問に答えるとともに、会の運営にとって必要と思われる意見を会長に進言する。

**第14条** 運営委員会のもとに、総務委員会、財務委員会、編集委員会、将来計画委員会、対外協力委員会の5常設専門委員会をおく。運営委員会は他の専門委員会を必要に応じて時限でおくことができる。各専門委員会は運営委員会の了承の下、必要に応じて時限の作業部会をおくことができる。

**第15条** 総務委員会は会の運営に関する事務の統括を行う。財務委員会は本会の財務を統括する。編集委員会は会誌の編集、発行を行う。将来計画委員会は本会が関わる事業の将来計画を立案する。対外協力委員会は国内外協力事業に関する調査、企

画、交渉を行う。

**第16条** 各専門委員会にはそれぞれ、委員長1名、委員若干名をおく。委員長は運営委員の中から会長が選任する。委員は正会員の中から会長が委嘱し、運営委員会で承認する。

**第17条** 運営委員会は20名の運営委員および会長、副会長で構成する。運営委員会には運営委員以外の専門委員会委員も出席できる。ただし議決権を有しない。

**第18条** 本会に監事2名をおく。監事は本会の会計を監査する。監事は必要に応じて、総会および運営委員会に出席する。

**第19条** 会長の選出はつぎのように行う。

1. 会長は正会員の無記名投票によって正会員の中から選出する。
2. 会長選挙は、総務委員長を長とし、運営委員4名より成る選挙管理委員会を設置し、これが遂行する。
3. 選挙に先立ち、選挙管理委員会は適当な時期に正会員から次期会長の候補者を募集する。この場合、正会員2名以上の推薦を必要とし、選挙管理委員会はこれを公示する。
4. 公示されたもの以外の正会員に対する投票も有効とする。
5. 得票同数の場合は年長者を優先する。
6. 開票には選挙管理委員以外の正会員が立ち会うことができる

**第20条** 副会長は、会長が選任し、運営委員会に諮った上、会長が委嘱する。

**第21条** 20名の運営委員の内8名は会長が選任し、あとの12名は下記のように選出する。

1. 正会員の無記名投票によって正会員の中から選出する。
2. 選挙は第19条第2項の選挙管理委員

会がこれにあたる。

3. 得票同数の場合は年少者を優先する。
4. 開票には選挙管理委員以外の正会員が立ち会うことができる。
5. 投票で選ばれた運営委員に欠員が生じた場合、その在任期間が1年未満の場合には、当該運営委員選挙の結果に基づき補充することができる。

**第22条** 監事の選出は次のように行う。

1. 運営委員会で候補者2名を選定する。
2. 会長は運営委員会が選出した候補者の氏名を全正会員に通知する。全正会員の10分の1以上から30日以内に異議の申し出がなかった場合、その候補者を次期の監事とする。

**第23条** 会長、副会長、運営委員、各専門委員、監事ら役員の任期はすべて2年とする。ただし再任は妨げない。改選期は12月とする。

#### 第4章 総会、運営委員会

**第24条** 総会は最高議決機関であり、少なくとも年1回会長の召集によって開催される。正会員の5分の1以上の直接請求があった場合、運営委員会が必要と認めた場合、あるいは監事が必要と認めた場合は、会長は90日以内に総会を招集しなければならない。

**第25条** 総会は、正会員の10分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立する。議長は運営委員会が推薦し、総会で承認を得る。会則の変更以外は出席者の過半数をもって議決することができる。可否同数のときは議長が決める。

**第26条** つぎの事項は、総会に提出してその承認

を受けなければならない。

1. 事業計画および収支予算
2. 事業報告および収支決算
3. その他運営委員会が必要とみとめた事項

**第27条** 運営委員会ではつぎの事項を審議および議決する。

1. 会則に定める事項
2. 総会に提出する議案
3. その他本会の運営に必要な案件

**第28条** 運営委員会は、会長が原則として年4回召集し議長となる。運営委員の半数以上から請求があったときは、会長は臨時に運営委員会を召集しなければならない。

**第29条** 運営委員会は、運営委員会構成員の4分の3以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決することができる。可否同数のときは議長が決める。

## 第5章 会計

**第30条** 本会の事業遂行に要する経費は会費およびその他の収入をもってこれにあてる。

## ◇電子メールニュースレターへの投稿について

電子メールニュースレターの発行は毎月15日前後に編集発行します。ニュースレターに記事を投稿したい方は毎月10日までに電子メールにより原稿を送付して下さい。宛先は、

JSPSNEWS@geo.titech.ac.jp

です。事務局でレイアウトを多少変更するするなど簡易編集はしますが、基本的には投稿原稿をそのままの形で掲載されることになります。

なお、電子メールとしての有効性を守るため、記

**第31条** 本会の会計年度は、1月1日に始まり12月31日をもって終わるものとする。

**第32条** 本会の会計に関する資料は、会員がいつでも見られるように整えておかなければならぬ。

## 第6章 会則の変更

**第33条** 会則の変更は、総会において出席正会員の3分の2以上の同意によって決することができる。

**第34条** 本会則は1994年10月5日から施行する。

## 付則

1. 本会の事務局は当分の間会長の所属機関におく。
2. 個人または団体は別に定める年額で会誌を定期購読できる。
3. この付則の変更は運営委員会の議決を経て総会で承認する。
4. 会則の変更に伴い旧会則による役員の任期は1994年12月で終了する。

事はできるだけ簡潔なものにしていただくようお願いします。また、内容によって事務局の判断で掲載不可とさせていただく場合があります。あらかじめご承知おき下さい。また、これまでと同様電子メールニュースレターで流された記事は事務局の判断で学会誌「遊・星・人」に転載することができます。

(東工大・榎森 啓元)

## ◇日本惑星科学会入会案内

「日本惑星科学会」は平成4年4月に発足しました。新学会の設立目的は、まず惑星科学それ自身の振興にあります。旧来分野の垣根を取り払い、相互理解や情報交換を積極的に進め、また、異なる手法、異なる対象の研究を集約し総合的な視点にたって惑星科学を推進することが第一の目的です。また、本格的な惑星探査の時代を迎え、日本の惑星科学界全体として直接、間接に探査計画を支え、さらには将来の探査計画を立案すべく、新学会がその組織化をはかることも重要です。同時に、惑星科学研究の国際的な共同計画に日本の応分の負担と協力が求められている現在、新学会が力量を高め、国際的な窓口としての役割も果すことになると思われます。更には、惑星科学の成果を社会に還元したり、また、中・高校生など若い人材を惑星科学に勧誘するための広報活動も新学会の重要な責務です。このような日本惑星科学会設立の主旨にご賛同ください、今後の惑星科学の発展をともに担う広範な分野の方々の入会をお待ちしています。

## ◇学会誌購読申込み

本誌「遊・星・人」は会員外の方でも1号あたり1,750円(含送料)で購読することができます。購読希望の方は、本誌巻末の「学会誌購入申込カード」に所定の事項をご記入の上、事務局にお申し込み下さい。なお、バックナンバーについては創刊号から購読できますが、発行予定のものについ

入会の方法は下記の通りです。

年会費：6,000円(但し、学生会員は4,000円)

入会手続：

(a)入会申込書(本誌巻末に綴込まれています)にご記入の上、事務局にご送付下さい。

(b)運営委員会において入会が認められますと、事務局より入会受理のお手紙を差し上げます。

(c)その後、(財)日本学会事務センターより年会費請求書が送付されます。請求書に従って年会費をお振り込み願います。なお、入会受理より年会費請求まで遅延があります(最大2ヶ月程度)が、会員としての権利は入会受理と共に発生します。

事務局：

〒152 東京都目黒区大岡山2-12-1

東京工業大学 理学部 地学内

TEL：03-3720-9885；FAX：03-3727-4662

〒113 東京都文京区本駒込5-16-9

(財)日本学会事務センター

TEL：03-5814-5801；FAX：03-5814-5820

ては同年内発行のものまで(第1号より第4号まで)となっておりますのでご注意下さい。

学会事務局が講読申込書を受け取り次第、請求書(他必要書類)、バックナンバー及び最新刊会誌を送付します。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

## ◇日本惑星科学会第3期役員名簿

### 会長

中澤 清 (東工大・理)

### 副会長

武田 弘 (学術会議担当)

水谷 仁 (宇宙研)

### 監事

中野 武宣 (天文台)

松田 准一 (阪大・理)

### 運営委員・幹事・財務専門委員長

杉浦 直治 (東大・理)

### 運営委員・幹事・総務専門委員長

藤原 顯 (宇宙研)

### 運営委員・編集専門委員長

村江 達士 (九大・理)

### 運営委員・将来計画専門委員長

山本 哲生 (北大・理)

### 運営委員・対外協力専門委員長

松井 孝典 (東大・理)

### 運営委員

荒川 政彦 (北大・低温研)

大谷 栄治 (東北大・理)

川口淳一郎 (宇宙研)

加藤 学 (名大・理)

高木 靖彦 (東邦学園短大)

土山 明 (阪大・理)

寺沢 敏夫 (東大・理)

林 正彦 (天文台)

福岡 孝昭 (学習院大・理)

藤井 直之 (名古屋大・理)

向井 正 (神戸大・理)

矢内 桂三 (極地研)

渡部 潤一 (天文台)

### 運営委員・企画部会長

佐々木 晶 (東大・理)

### 運営委員・学会連合等部会長

阿部 豊 (東大・理)

## ◇日本惑星科学会賛助会員名簿

1994年4月25日までに、賛助会員として本学会に御協力下さった団体は下記の通りです。社名等を掲載し、敬意と感謝の意を表します(五十音順)。

(株)大林組

カメカインスツルメンツ(株)

(株)サンディーズ

清水建設(株)宇宙開発室

(株)竹中工務店

日本電気(株)宇宙開発事業部

(株)パスコ

(株)日立製作所

富士重工(株)航空宇宙事業本部

(株)本田技術研究所

(株)三菱重工

(株)三菱プレシジョン

(財)リモートセンシング技術センター